

株式会社 マツモト

定 款

平成 4 年	7 月 29 日	改訂
平成 6 年	7 月 28 日	改訂
平成 10 年	7 月 30 日	改訂
平成 12 年	7 月 27 日	改訂
平成 13 年	7 月 27 日	改訂
平成 14 年	7 月 30 日	改訂
平成 15 年	7 月 30 日	改訂
平成 16 年	7 月 29 日	改訂
平成 18 年	7 月 27 日	改訂
平成 21 年	7 月 29 日	改訂
平成 29 年	7 月 26 日	改訂
2022 年（令和 4 年）	7 月 27 日	改訂
2023 年（令和 5 年）	7 月 26 日	改訂
2023 年（令和 5 年）	11 月 1 日	改訂
2025 年（令和 7 年）	7 月 24 日	改訂
2026 年（令和 8 年）	7 月 23 日	改訂

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マツモトと称し、英文では MATSUMOTO INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 写真撮影業
2. 各種デザイン業
3. 各種印刷業
4. 各種紙器製造加工並びに販売
5. 各種印刷関連機器の販売
6. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
7. ブロックチェーン技術を利用したデジタルコンテンツや商品の企画、立案、制作、配信及びそのコンサルティング
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3,866,700株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎年 7 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任制限)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 28 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任制限)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。